

# 令和 7 年度 武夫原会チャレンジ支援事業募集要項

## 【記】

### 1 趣旨

本事業は、熊本大学文学部、法学部の「50周年記念基金」事業の一環として、熊本大学と武夫原会が、熊本大学文学部、法学部及び大学院社会文化科学教育部の学生又は院生(以下、「学生」という。)諸君の意欲的なチャレンジを経済的に支援するものです。

### 2 対象者

熊本大学文学部、法学部及び大学院社会文化科学教育部に在籍する学生を対象とします。なお、支援対象となる学生は、武夫原会の終身会費を納入した方に限ります。

### 3 公募対象事業

本事業では、主体的、意欲的な取組みであって、個人又は複数人の学生の自由な発想に基づく事業を公募します。

例えば、「文学や法学、社会文化科学の研究教育をより深く探求しようとするもの」や「グローバルな視点から自らのレベルアップを図ろうとするもの」、「社会的貢献に資するもの」などが挙げられますが、これらに限られません。

なお、令和 7 年度中に実施され、かつ終了することが予定された事業を対象とします。

### 4 公募期間及び申請

令和 7 年 8 月 1 日(金)から 8 月 31 日(日)までを公募期間とします。事業代表者が、別に定める「事業申請書」(様式 1)と「事業計画及び予算書」(様式 2)を作成し、武夫原会事務局(項目 9 参照)に提出して申請を行ってください。

### 5 補助内容及び募集件数

事業の必要経費を審査し、1 事業当たり原則として 30 万円を上限として補助するものとし、令和 7 年度の募集数は 3 件程度を予定しています。

なお、必要経費が 30 万円を超えるときは、その超過分については原則として自己負担とします。また、交付された補助金に残額が生じたときは、これを返還していただきます。

## 6 補助対象経費

本事業の補助対象は、学外の事業協力者に対する謝礼、事業実施会場の借上料、交通費、宿泊費、印刷経費など、申請された事業の実施に必要なものとして、次項の「審査会」において認められた経費とします。

## 7 事業の審査及び決定

応募事業の採否については、熊本大学と武夫原会で構成する「審査会」において、「事業申請書」(様式 1)と「事業計画及び予算書」(様式 2)をもとに審査を行った上で決定し、令和 7 年 9 月 5 日(金)までに事業代表者にメールで結果を通知します。

## 8 実績報告

補助対象者は、事業終了後速やかに、別に定める「実績報告書」(様式 3)及び「事業実績及び事業決算書」(様式 4)並びに「領収書」を提出して実績報告を行うとともに、右書類等に基づく報告会を年度末までに開催するものとします。

報告会の日程や実施方法等については、事業採択後、事業代表者と協議の上、決定します。また、「実績報告書」の概要と事業の内容がわかる写真や動画等を武夫原会ウェブサイトに掲載することとします。

## 9 問合せ先

申請書類(様式1~4)の Word／pdf ファイル、武夫原会会費を納入済みかどうかの確認などをはじめ、本事業に関するお問い合わせは、武夫原会事務局(熊本大学文法学部棟 2 階・武夫原会事務局(武夫原サロン内) bufugen@gpo.kumamoto-u.ac.jp / 096-342-2459)までお願いします。

以上